

令和5年3月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年3月6日(月) 午後1時30分から午後1時55分
2. 開催場所 庁舎2-6会議室
3. 出席委員

1番 野方俊彦	3番 下村啓子
4番 古賀義博	5番 西村新二
6番 松尾正人	8番 深河文雄
9番 高塚和行	10番 三根祐喜
11番 野口浩美	12番 江里口 勇
14番 江里口 泰信	
4. 欠席委員

2番 本村教昭	7番 池田政孝
13番 中村津多子	
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条による許可申請について
 - 第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 第4号議案 農用地売渡等の希望申出について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 齊	副局長兼庶務係長 真子 祐輝
-----------	----------------

7. 会議の概要

事務局	<p>委員の皆様、お疲れさまです。それでは、ただいまから令和5年3月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。</p> <p>皆さんこんにちは。今日は好天でお忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございました。</p> <p>ちょっと気づいたことをごさいますけれども、ちょうどテレビで大豆の話があっておりましたので、おつなぎをしようかなと思っております。</p> <p>今、日本国内で大豆を作っているものの、日本国内で生産した分の消費量は約7%しかないそうです。ほかの部門はアメリカのほうから大半を輸入しているのですが、その大部分は遺伝子組換え大豆で、従来の日本のしょうゆとかみそに使っているものには適しないというようなことをごさいます。</p> <p>今、商社と農機具メーカーが合わせて極東ロシアのほうで耕作するというテレビ報道があっておりました。その極東ロシアのほうは、ちょうど今戦争しておりますけれども、中国の農民工の出稼ぎが土地を何百ヘクタールと購入して、そこでロシアの住民とのトラブルが絶え間なくあつとるそうです。その農民工が作った大豆はどこに持っていかというと、ロシアで生産して中国に持っていかというようなことで、さっきも言いましたけれども、日本の商社と農機具メーカーが向こうに行つて遺伝子を組み換えていない大豆を作らせるというようなプロジェクトの構想があっておりました。</p> <p>いよいよ世界中で食料が足りないことが懸念されるようになっておまして、日本もやっと目覚めて、パン粉とかそういう小麦の粉じゃなくて、米粉でパンとかが作られるということがあっておりました。</p> <p>私たちが農業委員として担当させていただいておりますけれども、食料関係については日本の政治家の皆さん方もまだまだ目覚めた方がいないということで懸念をしております。後継者の問題とかもありますので、私たちがいよいよ活動の幅を広げていかななくてはならないのかなという感じを受けました。</p> <p>日本の土地も、外国資本が北海道とか、いろんな島とかを買い占めているというようなことをごさいますけれども、一時的なものであればいいですけれども、やっぱり旧来の地元の農業者とのトラブルとか、地元住民とのトラブルとか、国外の人間が来て音頭を取ればトラブルが起こることもありますので、何らかの対策ができたらなという感じがいたしました。</p> <p>そういうことで、いろんな方向で世の中も変わってきておりますし、日本の林外務大臣はG20も欠席ということで非常に面映ゆいようなところもごさいますので、農業者も政治家にいろんなそういう圧力をかけていいのではないかなと痛切に感じました。</p> <p>何か話が長くなっていけませんけど、そういう面で私たちの農は自分たちの手で守っていかなくてはいかんというようなことを感じましたので、ちょっとおつなぎをしました。</p> <p>今日は第1号議案から第4号議案までごさいますので、皆様方の御協力をいただいて、スムーズに進行できるようにいたしたいと思います。どうぞ御協力のほどをよろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、2番本村委員、7番池田委員、13番中村委員から欠席の連絡がありました。</p>

議 長	<p>出席委員は11名で在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長にお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから令和5年3月の農業委員会を開会いたします。</p> <p>早速ですが、議事に入ります。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員については議席番号順となっておりますので、私のほうから御指名させていただきます。</p>
事務局	<p>12番江里口勇委員、1番野方委員にお願いいたします。</p> <p>次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は1ページを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は3件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>資料は1ページからとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は長崎自動車道北の小城町須の木地区にある農地で、申請理由は規模拡大です。</p>
議 長	<p>申請地は樹園地ですが、栽培されておらず荒廃しているため、譲受人が権利取得後に改植を行うように計画されております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p>
事務局	<p>次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>資料は7ページからとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所は主要地方道牛津芦刈線西の芦刈町浜中地区にある農地で、申請理由は規模拡大です。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p> <p>資料は11ページからとなります。</p>
事務局	

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号3について事務局より説明)
この案件の場所は国道34号北の牛津町前満江地区にある農地で、申請理由は規模拡大です。

議長

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は2ページを御覧ください。

本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は2件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

資料は15ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は県道天山公園線北の小城町小城中村地区を通る市道郷ノ木中村線北にある農地で、転用目的は太陽光発電設備でございます。

被害防除対策ですが、雨水は自然流下により排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議長

この案件については4番古賀委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

4番

調査報告をいたします。

農地法第5条申請事前調査事項。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局から説明のとおりでございます。

調査事項について御報告いたします。

申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、現状のまま設置される。雨水は自然流下により排水し、し尿及び生活雑排水の排水はない。

その他の特記事項について、令和5年2月8日に説明を受け、確認しています。令和5年3月6日、小城市農業委員会、古賀です。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認すること

に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号2について説明をいたします。

資料は24ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は主要地方道小城牛津線西の三日月町土生地区を通る市道船田土生線南にある農地で、転用目的は資材置場でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は、鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等からおおむね500メートル以内にある農地が第2種農地となりますが、JR小城駅を中心とした宅地の割合が40%を超えているため、先ほど説明いたしましたおおむね500メートル以内は1キロメートルまで延長することが可能となります。申請地はJR小城駅から約810メートルのところに位置しておりますので第2種農地となり、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県常設審議委員会及び県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号44まで一括して事務局より議案の説明をお願いします。

議案者は3ページから13ページまでを御覧ください。

農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が56筆、利用権の再設定が62筆、合計で118筆、総面積は23万4,858.75平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

事務局

議長

事務局

議長

事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1から申請番号44までについては原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は14ページを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。</p> <p>本日の所有権移転の審議件数は1件でございます。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は15ページを御覧ください。</p> <p>農用地売渡等の希望申出の売渡希望について説明をいたします。</p> <p>本日の売渡希望の審議件数は3件でございます。</p> <p>資料は30ページからとなります。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2について説明をいたします。</p> <p>申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。申請番号3について説明をいたします。申請番号3、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。ほかに皆さん方の中から何かございましたらよろしくお願いします。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いします。次回の日程等ですが、今月の農地転用現地調査日を3月27日月曜日の午後1時30分から、ここ西館2-6会議室にお集まりをいただきたいと思います。4月の定例農業委員会ですが、4月5日水曜日、午後1時30分から西館大会議室となります。</p>
議長	<p>以上でございます。</p> <p>以上をもちまして3月の農業委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。</p>

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名委員

署名委員